

令和8年度 介護保険サービス事業者集団指導講習会 質疑応答一覧表

No.	サービス種別	意見	回答	担当課
1	居宅介護支援	指導内容「運営指導・監査において改善を求めた主な事項」の内容及び手続の説明及び同意についての「第三者評価の実施状況等の記載」ですが、居宅介護支援事業所も重要事項説明書に記載する必要があるのでしょうか？	「第三者評価の実施状況等の記載」について、利用申込者のサービスの選択する際の参考になる事項のため、居宅介護支援事業所においても、記載していただくようお願いいたします。	保健福祉課 法人指導係
2	訪問介護	介護情報基盤・ケアプランデータ連携について、今後義務化はありますか？	今現在では、処遇改善加算等の条件にて使用を促す程度にとどまっている状況となっております。 今後については、未定となっておりますので、明言することが難しい状態です。	高齢福祉課 介護サービス整備係
3	居宅介護支援	居宅介護支援、いわき市における軽微な変更の取り扱いについて確認させてください。 いわき市のホームページに軽微な変更の取り扱いについて記載があり、確認しながら対応しておりますが、高齢福祉課へ電話にて問い合わせすると異なる回答を頂く事もあるようで、通知に沿って対応している事業所、電話にて問合せし得た回答で対応している事業所がある印象です。 軽微な変更については通知に沿って対応する事でよろしかったでしょうか？ 次年度の集団指導で再度取り上げて頂けると幸いです。よろしく願い致します。	仰る通り、いわき市ホームページに掲載している「ケアプランの軽微な変更について」に掲載されている通知に沿って対応していただければ問題ありません。 また、ご意見いただいた次年度の集団指導に掲載する件については、前向きに検討させていただきます。	高齢福祉課 介護保険係 (給付)
4	特定施設入居者生活介護	感染症発症時に、インフルエンザ、コロナの検査キットが高額の為利用者様に負担がかかり今後、厚生労働省からの配布はないのでしょうか。	新型コロナウイルスが、2類感染症相当時から5類感染症へ移行後のしばらくの間は、感染拡大防止のため、スクリーニング目的で医療機関や高齢者施設等へ配布していた経過がありました。令和6年4月以降は通常の対応へ完全移行しております（参考：「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」）。そのため、今後の配布予定はございません。有症状者が出た際には医療機関への受診をお願いいたします。 また感染対策につきましては、下記URLの厚生労働省ホームページ「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」をご確認ください。 「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」 https://www.mhlw.go.jp/content/001219079.pdf 「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku_shi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html	感染症対策課
5	居宅介護支援	居宅介護支援事業所における身体的拘束等の適正化について、質問です。身体的拘束等に関わる記録の整備や家族への確認については、介護支援経過記録やサービス担当者会議の記録内に記載しておくことでよろしいでしょうか？	身体拘束にかかわる記録等については、介護支援経過記録やサービス担当者会議の記録内へ記載しておくことで問題ありませんが、やむを得ず身体拘束を実施する際は、文書にて同意を得る必要があります。 なお、身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとなります。記録事項については厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」内の身体拘束に関する説明書・経過観察記録を参考にしてください。	保健福祉課 法人指導係
6	居宅介護支援	緊急時の対応について、安否確認の際、携帯が繋がらない等でご本人の確認に時間と手間がかかった為、的確なご指導・ご教示を希望致します。	災害の発生が見込まれる場合は、事前に利用者と避難等の流れを確認しておき、安否確認が取れる体制の確保に努めていただきますようお願いいたします。 突発的なものについては、ご自身の安全が確保される限り安否確認を実施していただきたいと思います。	高齢福祉課 介護サービス整備係
7	通所リハビリテーション	勤務体制の確保について 勤務表における記載についてなのですが、兼務している方の記載として、勤務した場所の時間を記載すればよろしいのでしょうか？ 取り上げて欲しい内容 今後は各事業ごとに指導動画があればわかりやすくありがたいと思います。	兼務している方が管理者の場合、管理者としての勤務時間と管理者以外の業務の勤務時間を分け、管理者との兼務関係を明らかにする必要があります。	保健福祉課 法人指導係